様式第6号(第4条関係)

舞建住第　９１　号
令和７年７月２９日

市民オンブズマンまいづる
森本　隆　様、河端　けんじ　様

舞鶴市長　鴨田　秋津　　印

行政文書不存在決定通知書

令和７年７月１７日付けの行政文書の開示請求について、行政文書が存在しませんでしたので、舞鶴市情報公開条例第9条第2項の規定により、通知します。

行政文書の件名又は内容	舞鶴市が把握している、市営住宅において過去１０年間に発生した孤独死または不審死に関する件数、および各事例ごとの統計資料・報告書・内部記録など
不存在の理由	過去１０年間に孤独死・不審死に該当する事案は把握していないため、当該行政文書を作成しておらず、存在しない。
担当部課等	建設部　住宅課 電話番号　０７７３−６６−１０５０　(内線２３７１)
備考	

(教示)

1　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査庁(市長又は実施機関)に対し、審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

2　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、舞鶴市を被告として(訴訟において舞鶴市を代表する者は舞鶴市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。